

4月から水道料金を改定します

4月1日から水道料金を平成6年1月以来、約26年ぶりに改定します。率にして平均12パーセントの値上げとなります。

今回の改定は水道料金のみで、下水道使用料の改定はありません。

新水道料金表(1カ月あたり、消費税抜き) ※メーター使用料は基本料金に含まれます。

口径 (mm)	基本水量	基本料金 (円)	従量料金(1㎡につき 円)					
			7~10㎡	~20㎡	~50㎡	~100㎡	~500㎡	500㎡超
13	6㎡まで	1,300	10	145	152	174	196	218
20		1,400						
25		4,000						
40		7,500						
50		12,000						
75		15,500						
100		19,000						
150		22,500						

【参考】新旧料金2カ月当たり対照表

現在の契約が一般用で口径13ミリメートルの世帯(消費税込み)

使用水量	旧料金	新料金	増加額	使用水量	旧料金	新料金	増加額
12㎡まで	2,574円	2,860円	286円	40㎡	5,544円	6,138円	594円
15㎡	2,574円	2,893円	319円	45㎡	6,369円	6,974円	605円
20㎡	2,574円	2,948円	374円	50㎡	7,194円	7,810円	616円
25㎡	3,311円	3,745円	434円	55㎡	8,019円	8,646円	627円
30㎡	4,059円	4,543円	484円	60㎡	8,844円	9,482円	638円
35㎡	4,796円	5,340円	544円	65㎡	9,669円	10,318円	649円

例えば、標準的な一般家庭が2カ月で水量40㎡を使用した場合、1日当たり約10円の値上げとなります。

新料金の適用時期

市では、検針および料金徴収を2カ月ごとに行っています。このため、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区があります。新料金の適用時期は、次のとおりです。

なお、水道料金の支払いは、検針日の翌月となります。

対象	検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
4月1日以前からご使用の方	奇数月検針		旧料金	検針日	新料金	検針日	
	偶数月検針	旧料金	検針日	新料金	検針日		

改定の必要性など詳細は、市ホームページ内の「水道料金改定のお知らせ」、または市報ぎょうだ2月号で配布の「水道だより第41号」をご覧ください。

▶問い合わせ 水道課 ☎553-0131

一般県道・熊谷羽生線(旧国道125号)の愛称を「浮き城通り」に決定

市制施行70周年記念事業の一つとして「一般県道・熊谷羽生線(旧国道125号)」の愛称を募集したところ、多くの方からご応募いただきありがとうございました。

このたび、市内の全中学1年生を対象にアンケート投票を行い、人気上位の愛称案の中から「浮き城通り」に決めました。

▶考案者 齋藤学さん(持田)、橋本寿子さん(旭町)、小野田紗紀さん(前谷)、森安正さん(行田)

▶応募数 応募作品数44件

▶問い合わせ 道路治水課用地担当 ☎550-1553

道路などの里親を募集します

市では、指定している歩道や駅前広場などの里親になり、除草、清掃作業および花壇の管理など美化活動に参加いただける地域の方や企業などの団体を募集しています。

活動時には、軍手やごみ袋の支給、用具の貸し出し、収集後のごみ処理の支援を行います。さらに、希望する団体には、現地に活動団体名入りの表示板を設置します。

▶要件

- ・構成員数が10人以上
- ・活動区間が道路などの一定区間(おおむね100メートル)以上



里親の皆さんによる太田東小学校前の花壇の手入れの様子

▶問い合わせ 道路治水課維持補修担当(内線5714)

ご注意ください! 市内循環バスの75歳以上の方の無料乗車

4月1日から、市内循環バスは、後期高齢者医療被保険者証など公的機関が発行する身分証の提示による無料での乗車ができなくなります。4月1日以降は、次のいずれかを提示する必要があります。

「市内循環バス無料乗車証」 または 「デマンドタクシー利用登録者証」

いずれかの証明書もお持ちでない方は、通常の運賃をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

なお、「市内循環バス無料乗車証」または「デマンドタクシー利用登録者証」の発行を希望される方は、印鑑(スタンプ印は不可)と顔写真(縦3センチメートル×横2.4センチメートル)1枚を持参し、地域づくり支援課までお越しください。

▶問い合わせ 同課くらし安心担当(内線252)



プレミアム付商品券の利用期限にご注意ください

プレミアム付商品券の利用は3月31日(火)までです。期日を過ぎると利用できません。また、余った商品券を換金することもできません。プレミアム付商品券をお持ちの方は、期日までにご利用ください。

なお、利用可能店舗については、購入引換券に同封の「利用可能参加店舗一覧」または市ホームページをご覧ください。

※プレミアム付商品券購入引換券交付申請書の受け付けと商品券の販売はすでに終了しています。

▶問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線383)